

# 検定手数料

検定手数料

(平成12年4月1日改定)

区分		単位	手数料の額 (単位:円)	備考			
質量計	タクシーメーター		1個につき	550	・頭部検査		
	非自動はかり	検出部が電気式のもの又は光電式のもの	ひょう量が30キログラム以下のもの	1個につき	1,050	・電機抵抗線式はかり ・電磁式はかり等 ・音叉振動式はかり	
			ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	1,250		
			ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	1,650		
			ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	2,050		
			ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	2,350		
			ひょう量が2トン以下のもの	1個につき	2,450		
			ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	6,150		
			ひょう量が10トン以下のもの	1個につき	7,750		
			ひょう量が20トン以下のもの	1個につき	11,400		
			ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	14,150		
		ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	18,900			
		ひょう量が50トン以下のもの	1個につき	21,300			
		ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	37,800			
		棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	ひょう量が10キログラム以下のもの	1個につき	100	・棒はかり等	
			ひょう量が10キログラムを超えるもの	1個につき	190		
	上記以外のもの		ひょう量が5キログラム以下のもの	1個につき	150		・ばね式指示はかり ・台手動はかり ・皿手動はかり ・等比皿手動はかり ・手動指示併用はかり等
			ひょう量が20キログラム以下のもの	1個につき	190		
			ひょう量が50キログラム以下のもの	1個につき	250		
		ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	340			
		ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	520			
	ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	900				
	ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	1,550				
	ひょう量が2トン以下のもの	1個につき	2,450				
	ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	6,150				
	ひょう量が10トン以下のもの	1個につき	7,750				
	ひょう量が20トン以下のもの	1個につき	11,400				
	ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	14,150				
	ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	18,900				
	ひょう量が50トン以下のもの	1個につき	21,300				
ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	37,800					
最少の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、上の金額の欄に掲げる額の2倍の額とする。							
分銅	表示質量が200グラム以下のもの		1個につき	20			
	表示質量が200グラムを超えるもの		1個につき	220			
	定量おもり又は定量増おもり	質量が5キログラム以下のもの		1個につき	20		
質量が20キログラム以下のもの		1個につき	90				
質量が20キログラムを超えるもの		1個につき	290				
水道メーター	口径が25ミリメートル以下のもの		1個につき	80			
	口径が40ミリメートル以下のもの		1個につき	170			
	口径が100ミリメートル以下のもの		1個につき	1,200			
	口径が100ミリメートルを超えるもの		1個につき	1,650			
	温水メーター		1個につき	200			
燃料油メーター	使用最大流量が1リットル毎分以下のもの		1個につき	590	・微量燃料油メーター		
	使用最大流量が1リットル毎分を超え、表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの		1個につき	1,550	・簡易燃料油メーター		
	使用最大流量が1リットル毎分を超え、表示機構の最大指示量が50リットルを超える自動車等給油メーター及び口径25ミリメートル以下の車載型燃料油メーター		1個につき	2,050	・自動車等給油メーター ・小型車載燃料油メーター		
体積計	液化石油ガスメーター		1個につき	3,400	・大型車載 ・定置燃料油メーター		
			1個につき	6,400			
	ガスメーター	回転子型ガスメーター	使用最大流量が毎時5立方メートル以下のもの	1個につき	440	・ルーツメーター	
			使用最大流量が毎時20立方メートル以下のもの	1個につき	870		
			使用最大流量が毎時100立方メートル以下のもの	1個につき	1,950		
			使用最大流量が毎時500立方メートル以下のもの	1個につき	3,700		
			使用最大流量が毎時1000立方メートル以下のもの	1個につき	5,100		
			使用最大流量が毎時1000立方メートルを超えるもの	1個につき	9,600		
	上記以外		使用最大流量が毎時16立方メートル以下のもの	1個につき	100	・膜式メーター ・タービンメーター ・FDメーター等	
			使用最大流量が毎時65立方メートル以下のもの	1個につき	220		
使用最大流量が毎時160立方メートル以下のもの			1個につき	590			
使用最大流量が毎時400立方メートル以下のもの			1個につき	960			
		使用最大流量が毎時1000立方メートル以下のもの	1個につき	2,300			
		使用最大流量が毎時1000立方メートルを超えるもの	1個につき	5,500			
		全量が2000リットル以下のもの	1個につき	2,100		・タンクローリー	
全量が2000リットルを超えるもの	1個につき	4,000					
アナロイド型血圧計	アナロイド型血圧計		1個につき	150			
	アナロイド型血圧計以外のアナロイド型圧力計	計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	1個につき	90			
		計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの	1個につき	450			
		計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	1個につき	930			
積算熱量計		1個につき	1,250				

## 装置検査手数料

装置検査手数料

区分		単位	手数料の額 (単位:円)	備考
タクシーメーター装置検査		1個につき	700	走行検査

※この表に掲げたもの以外の検定を行う場合の手数料の額は、その都度知事が定める額とする。